

厚生常任委員会

平成19年9月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健 康 推 進 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環 境 対 策 課 長	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、木田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

署名委員に、辻委員、木田委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 本会議から付託を受けております議案についてでございます。

（1）議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

改正の内容につきましては、前回の委員会でもご説明させていただきましたとおりでございます。内容に変わりはありませんので、

議案書最後の頁の要旨によりましてご説明させていただきます。最後の頁、要旨をご覧いただきたいと思います。朗読させていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 以上、簡単ですが、議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の程、原案どおり承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

西谷委員 保育料そのものの額というのは、非常に値上げとしては少ないと思う。ほんで結果的に仮にこの値上げしたからと言って、ほとんど町に入る収入は変わらへん、そんなに多額な額にならへんと思うんですが、実際に町が今この改正によって増収となる金額というのはどの程度かというのをちょっと確認いたします。

町長 前回の8月22日にも同趣旨の質問ございまして、増額106名で、27万1,200円。

吉野委員 ただ今保護者の経済的負担増を緩和するため、上げ幅を半額に抑えて改正するものでありますというこのところなんですけども、これには色々言われております格差是正というな考え方もございますんでしょうか。それとまたこの件については、受益者のお声を聞かれたんでしょうか、どうか、その辺を回答願います。

福祉課長 今回この上げ幅を半額にしたという理由でございしますが、平成19年度保育料徴収基準額表を改正されました。このことで、3年連続で国の方では増額改正となっております。ここで、今回も当町において

保育料を据え置きいたしますと、来年度以降にその値上げをもし行った際には、その影響が、保護者負担かなり大きくなるということで考えまして、平成20年度の保育料の改正の際に半分に抑えて改正することにいたしました。値上げの額につきましては、保護者の負担を緩和するため、国の半額ということで、最高で月額200円の増額となりますことで、保護者の経済的負担、現在の少子高齢化、または経済的負担をかなり、これまで考慮して値上げ等を2年間据え置いてきたことを考えまして、その分今回も更にそういう事を考慮しまして、こういう形に抑えたところでございます。

吉野委員 受益者ですか、受益者及び保育所に勤めてる方とか、その人達の声というのはどういう、まだ聞いてませんか、それとも聞いておられますでしょうか。

福祉課長 直接は受益者の声というのは聞いておりません。ただ、保育所に来られております、保育料を納入されておる方等の現在の滞納状況等を見ますと、かなり厳しい状況もある事と聞いておりますので、そういう形で配慮させていただきました。

委員長 よろしいでしょうか。

今、吉野委員がお尋ねになっておられる件に関連するんですけども、当町には保育所運営委員会があるはずなんですが、その保育所運営委員会での議論は、こういう値上げとかに関しましては、必ず保護者の代表の方などが入られた運営委員会の方を通していただいていると、これまではね。と思うんですが、今回につきまして、その保育所運営委員会での経過などについて、さらに吉野委員の求めておられるご答弁というのはそういう所にも至ってるのではないかという風に私思いますので、その辺のご説明お願いできたらと思います。

福祉課長 保育所運営委員会は現在、年1回開催させていただいております。

その今年度につきましては、9月27日ということで予定しております。その際にこちらの方にご説明させていただくという風に考えております。

委員長 やっぱり先そこで相談してから議会の方へ上げてきていただきたいなという風に私達は思いますね。多分、吉野委員おっしゃるのはそういう所のお話だろうという風に私も感じてます。吉野委員それでよろしいでしょうか。

吉野委員 はい、結構です。

委員長 それとね、今説明聞きながら私ちょっと気になりました。これ結局2年間は据え置いたけども、3年目にして何とか半額でということだったんですが、ということは、また次年度以降、急激な値上りを防ぐためということは毎年値上げをしていくということですよ。今の説明聞いてましたら、毎年毎年、保育料値上げをしていくという考え方が根底にあると言わざるを得ない説明ですので、毎年毎年上げていってもうたらほんまに困るなど。国の基準額ですけどね。国も殺生なことするなど。それと福祉の分野。これは児童福祉ですけれども、障害福祉、高齢福祉、様々な福祉の分野でこういう風に料金負担、圧縮されてね、本来福祉の分野では応能負担というのが私は原則やと思ってるんですが、段々、なんか知らんけど応益負担の形状を取ってくるような、圧縮される、そして、交付税の基準額は毎年毎年値上がりしてるという風に今説明聞いてたら思いましてね、これ簡単にはいそうですかと私達は子育て支援する中で言えないのではないかなという風に心配してるんですが、町の方はその点についてどうお考えいただいてるのか。毎年値上げ、だから次回値上げ幅が大きくなるということは、来年もまた値上げ、国の方の基準額が値上げされると見込んでおられるということなのか、それと、今課長の答弁の中でちょっとありました、やっぱり滞納の状況も見る中で、ということもありまし

たけれども、私前回ちょっと申し上げておりました、国が圧縮してきているので、3歳児、4歳児の保育料がすごくその所得の幅が大きくあるのに、保育料が同じ金額になってるところなんです。ちょっとそこ心配してるんですけどね、滞納が出ている世帯の所得の状況がわかりましたら、教えていただきたいと思うんです。 西川課長。

福祉課長 平成18年度の滞納の状況でございます。滞納された方は3人ございました。金額では18万8千200円ということでございます。現在その滞納されている方につきましては、ご相談をさせていただきまして、その額を徴収しておりますが、現在についてその2人の方納入既に済ましておられまして、残り一人の方、現在分割で納入いただいている状況でございます。

階層につきましては、母子家庭の家庭でございますので、母子家庭の徴収額階層によって徴収させていただいております。

町 長 委員長から来年も値上げ、今質問の中で、来年も値上げをしていくということで、毎年値上するんじゃないかと、これもやっぱり私の方は以前からも委員会にも十分ご相談申し上げてですね、やっぱり保育所運営委員会にも相談申し上げて、過去2年間はそういう状況であったけれども、やっぱり値上をせず、そのままいこうやないかということでございましたけれども、やっぱり2年を経過する中で、今しとかなかったら来年またこの国が上げてきた場合、町が値上をしていくのかということになりますと、やっぱりまた議論をしてですね、来年据え置くこととか、再来年据え置くことということもやっぱり考えていかなければいけません。必ずしも今委員長おっしゃるように毎年値上するというにはなっていない。出来るだけ保育所運営委員会とも十分ご相談申し上げてですね、出来るだけ極力圧縮していくことが我々の使命でございます。ただ問題は町がこの保育所の園児一人に平均50万円近くはですね、補助をしてるわけです。かなりこれは国の基準でもらってたかて、100%じゃなしに85%ですから、もう1

5%は自ずとして町が負担をしているわけですから、やっぱりそういう事も十分考えていただいでですね、やっぱりそのこと自体がかなり私は深刻な問題だと思っております。やっぱりそれは保育というのは非常に皆さん方、保育にかける方々が来ていただきますから、我々としてはありがたい話で、環境等十二分に整備することが、今、たつた保育園、あわ保育園と両方やらしていただいでますけれども、そういう点については、環境整備は十分やっていきたい、そのためにも、皆さん方のやっぱりそういう点については保育所運営委員会とも十分相談し、また、厚生常任委員会とも十分相談申し上げて、次年度以降ですね、21年度、22年度どうなっていくのかということについては、やっぱり慎重に配慮してですね、全国的にやっぱり保育料の滞納の問題が90億近くということができてる中で、当町としては18万円ですけども、やっぱり滞納者はあることは事実ですから、そこらも実態を十分把握して今後十分検討することが一番大事であろうと思います。

委員長

私もね、ちょっと新聞報道などで、全国の平均、厚生労働省発表してますのは、全体の保育料の4.2%が滞納されているというような状況があると。そしてその料金の設定についてね、やっぱり苦しい、所得が低いのに保育料が高くなっているというような状況がないのかという、国は段々圧縮してきてることでね、非常に私自身も心配している。今町長もご答弁いただきましたように、国は毎年そうやって基準額上げてくるけれども、町としては努力をいただいでいるということについては、私自身も以前よりその点については評価をさせていただいでるんですけどもね、ただまあシステム的には国はそういう風にしてきている中で町は苦しくなっているという構造がね、あるということについてはやっぱりこれは問題意識を持たなければならないという風に思っておりましたので、町としてもそれは問題意識持っていただきたいですし、それとやっぱり保育所運営委員会にご相談を先していただくというようなことをしていただきたいなという思いがありましたので私の方からも発言をさせていただきました。

他に委員さんの方で。木田委員。

木田委員　私は前回の時にも言いましたんですけども、斑鳩町においては、待機者はおられないということで、それは結構なことやと思いますねけども。斑鳩町の保護者と言うんですか、なんかでも他町に何してもうてはる子供さんと言うんですか、保育を委託と言うんか、勤め先が他町にあるからその保育所に委託してはるというような何がかかなりあると思いますねけども、その実態とですな、それと料金ですかね、斑鳩町だけがこう安く抑えて、半額に抑えてる言うたって、よその町が抑えてはれへんだら、その負担分はよその町にあわせてそんだけ負担せなならんいうことな。その格差があんのと違うかなと私はそういう風に思いますねけど。それらの実態についてですな、斑鳩町から何人位の方が負担して、よその他町の保育所にお世話なっておられるのか、ほんでその全体的な費用ですわな、だから反対にまた斑鳩町もそないして受け入れてはる何もあると思いますねけども、それらについてですな、一番この待機者がおられないいうのが一番結構なことなやねけども、それが斑鳩町だけがそないして半額に抑えてても、他町でやっぱりこら大変な事やということで国の値上げの満額がですな、そうして上乗せされてですよ、それでその町への負担が斑鳩町から負担する場合においては、その額を斑鳩町の金額やなしに相手の町のコストにあわせてそれを負担せんならんということになったらその差というんですか、それがかなり出てくるんちゃうかなという、そういう心配ありますねけど、それはないんですかな。

福祉課長　今委員がご質問されましたように、広域入所という形で、斑鳩町だけの児童でなしに他町村の児童もお預かりしてますし、また斑鳩町からも他市町村へお預かりをお願いしているという状況でございます。斑鳩町からお預かりしている児童数でございますが、88人、18年度の実績でございます。斑鳩町が他市町村からお預かりしている児童数は22名でございます。それと今、保育料でございますが、斑鳩町か

ら他市町村、王寺町とか三郷町へ通っておられるお子さんの保育料につきましては、斑鳩町の保育料の基準によって、その方に通知しまして徴収しております。また、お預かりしているお子さんにつきましては、そのお預かりしている市町村の保育料によって保護者から徴収されている状況でございます。斑鳩町からお願いしている市町村に対しましては、委託料という形で斑鳩町の方から委託料をお支払いしております。先程申しました88名、18年度でお願いしたわけですが、その委託料につきましては、総額で5,410万350円でございます。この委託料の計算につきましては、国の基準によりまして、各お預かりしている市町村から請求が来ますので、その委託料としてお支払いしているところでございます。また斑鳩町で受けている22名につきましても、斑鳩町の保育料ではなしに、基準基準によりまして、同じように各市町村へ請求いたしまして、委託料としてお支払いしていただいているという状況でございます。

木田委員　そしたら斑鳩町の場合は今までから待機しておられる方がおられないということで、斑鳩町も88人の方が他町へお世話になっているということで、反対に斑鳩町へは22名の方が来られてるということなんですけれども、これが仮に増えるとしたら、斑鳩町はまだまだ余裕があって待機せんらんいうような状況にはならんという風に考えてよろしいんですかな。

福祉課長　斑鳩町の定数でございますが、たつたでは150名、あわでは120名となっております。現在、その先程の委託をお願いしている児童数もでございますが、現在、たつたで150名程度、あわで120名程度という形では推移しております。ただ年度末には国の方の基準で1割2割程度の定数の余裕が見込まれることから、年度末にはその定数分を越えても受入が可能ですが、今のところ、委託をお願いしていますものの、その定数以内でだいたい預かっているということで推移しています。

木田委員　　今聞いたら定数にほとんど満杯ということなんですけども、これが仮にもっと増えることになったらね、待機者が出てくることにならないかなと、そういう心配ありますねけど、それは子供さんのそういう色んな出生届とかそんなん何したら、今のところ、そういう待機せんらんような事態にはならんと考えてよろしいんですかな。

町　長　　こういう今現在、広域入所という関係から考えますと、色々保護者でも聞きますと、やはり勤務地等で関係が深い王寺の黎明保育園の方にかなりたくさん行っておられるということが、もうたつた保育園の関係でも1年入所されて途中からもう黎明の方へ行かれるとかいうやっぱり勤務先の関係があらうと思いますし、そういう点では十分その待機者というのは全部受け入れる状況には今のところは間違いなしですね、できると思いますし、途中からでも申し出があれば、できる限り町としても受けるという状況にしておりますので、他町へ88人行ってるというのはお母さん、お父さんの勤務する中でそういう所に郡山とか或いはまた王寺とかに預けられるというのは非常にこれからも増えてくると思いますし、段々と逆に町内の保育所の定員割るという可能性も出てくるのではないかと考えております。

委員長　　よろしいでしょうか。他に委員さんの方から何か質疑ございますか。

吉野委員　　現在、斑鳩町在籍の方で実際には、保育されるべき立場の子供さんを持っておられる方で、保育所に通ってない方とかいう人は何人位おられますか。わかりませんか。ほとんどの人が保育所へ入っていると、現在。

町　長　　これは難しい問題でですね、3歳未満には保育所が一番預かりが多いわけです。やっぱり3歳児未満で特にまあそういう関係ではね。それで3歳なりますと、やっぱり幼稚園との絡みありますから、幼稚園

の関係等考えますと、保育所と幼稚園と、まあ長時間預かってもらえるのは保育所やと。昔から厚生労働省はですね、とにかく保育に欠ける子を預かるということであったんですけども、しかしもう勤めの関係もあって、保育にか欠ける子以外でもそういう実態では難しい問題はあるんですけども、そこらがやっぱり保育所と幼稚園の連動あります。だから私どもの町内の幼稚園も或いは法隆寺幼稚園、或いは信貴幼稚園、そういう絡みからですね、その地域の方々が法隆寺幼稚園みな行きまんねん言わはったら、そこへ行かれたらそこへ行くし、そこで抽選に漏れてですな、いやほんだらもううちは東幼稚園行こか、或いは斑鳩の幼稚園行こかという方もありますし、その実態はなかなか難しくてですね、これは吉野委員おっしゃるように、簡単にですね、3歳未満児の関係の方はやっぱりその今保育難しいもんですから、やっぱり最近子供さん産んでも、結局はやっぱり女性が子育てを進めるの大変やというノイローゼもございますからですね、育児関係については疲れもございますから、7ヶ月になりますと保育所に預けよか、或いは両親がおられるところは両親にみてもらうということもありますけれども、昨今の状況は、昔のように一緒に住まれてたらみやすいですけども、今やっぱり別居されてますから、そう簡単になかなか見ていただけないということで、保育所に預けられる方がですね、保育所もなかなか3歳未満時も今、割と行き届いてますから、そういう点については安心して預けられる方が多いと思います。だから吉野委員おっしゃるように、その家におられるというのはちょっとこれはなかなか統計的には難しいと思いますね。

吉野委員 地方自治体それぞれ存続していくからには他の自治体とは違うという特徴を出さなければならないという風に、つまり差別化ですね、斑鳩町なんかは大変いい行政されてる、保育に関しては、と思いますけれども。私個人としてはもっと徹底した差別化、他町とは違う差別化、或いは保育に関する事に関しては、もっと町の方で面倒見ると、私とこの斑鳩町はよそとはこれだけ違うんだと、こういうことを見せるた

めにも、私これ今までの斑鳩町の動き方というのは良かったんだろうと思います。でも、もっともっと出来ればというような気持ちもございます。以上です。

委員長 それは意見でよろしいですか。

吉野委員 はい。

委員長 他に何かご質疑の方ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
取り纏めのため暫時休憩いたします。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長 再開させていただきます。

議案第31号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

西谷委員。

西谷委員 議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で意見を申し上げたいと思います。

先程も町長にお尋ねしたように、実際のこの金額というのはわずかな値上でありまして、増収としては27万2千円、対象としては106名ということなんですが。この数字を今私自身は常々公金の使い方について非常に疑問をもっております。今回の決算委員会の中でも各

種団体の補助金或いは助成金、箱物行政の福社会館等々の建設の事業費等を見てますと、私はこの程度の増収については町内の改革によって生み出せる金額ではないかと。それはより少子化の中でいかにその子供たちが安心して暮らせるか、或いは若者が、若いご夫婦が安心して暮らせるということの中ではやはりこういう所に町の施策の中での重点を置くべきではないのかなという風に思いますし、金額にしてわずか27万2千円ということの中では私はある程度このままでいくべきではないのかなという風に思います。よって公金の使い方を見直しを検討しながらこの件については反対とさせていただきたいと思えます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。
辻委員。

辻委員 それでは、議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し上げます。

女性の社会進出や核家族化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化するなか、保育所におきましても、就労と子育ての両立を支援するため、延長保育、未満児保育、障害児保育、一時保育等を実施し、多様な保育ニーズに対応し、保育の充実に努められているところであります。

また、同僚議員が言われましたように、また違った面で斑鳩町の保育所の独自性と言いますか、そういう他町にない、斑鳩町の保育所とこの目指す必要があると考えておりますけれども、その中でも保育料につきましては、国の保育所徴収金基準額の85%に抑え、また階層区分につきましても国の7階層を10階層に細分化して実施されており、過去2年間は保育料徴収金額を据え置きにされてきたことなどから、保護者の経済的負担を軽減する努力も図っておられます。

今回、改正される保育料徴収金額につきましては、上げ幅を半額に抑えて改正されるということであり、保育所保育料を改正されること

については、やむを得ないものと理解し、賛成するものであります。

また、保育所運営委員会がこの27日に開催されるということを知り、出来ましたら、事前に保育所運営委員会にご相談をしながら、一定の説明をしながら、今回の改正に望んでほしいということも次年度、今後要望させていただきたい。毎年、保育所運営委員会がされておりまして、国の基準で値上されるということは運営委員会でも報告されていると聞いておりますけれども、出来ましたら、改正につきましては、保護者の意見も十分聞いていただきたいという事の要望をし、今後もさらなる保育所運営の一層の努力をお願いいたしまして、議案第31号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場からの意見といたします。

委員皆様方のご賛同よろしくお願いいたします。

委員長

これをもちまして、討論を終結いたします。本案につきましては、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手お願いいたします。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって、議案第31号につきましては、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に継続審査案件についてを議題といたします。

(1) (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関することについてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

(仮称)総合福祉会館の整備につきましては、現在、建設工事では基礎工事の施工に取りかかっております。また、機械、電気設備につきましても、建設工事の進捗に伴う仮設工事を行っており、9月10

日現在では工事進捗率は5%であります。

工事現場周辺や工事車両通行経路の住民への工事中の騒音等にも十分配慮をしながら進めているところであり、平成20年5月28日の完成を目指しまして、順調に工事を進めておるところでございます。

また、管理及び運営につきましては、類似施設の調査研究を行いまして、11月の当委員会には資料を提出出来るように現在作業を進めているところでございます。よろしく願いいたします。

今後も事業の進捗状況、運営方針につきましては、議会に相談しながら、より良い施設の建設と運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 今、総合福祉会館のことで説明があったんですけども、先日、福祉会館建設の町債の申し込みのチラシが入ってたと思うんですが、あの中で住民から電話がありまして、実際のこのチラシの中に福祉会館建設の完成予想図が載ってるんですが、現在の敷地の形態とは違った形でその完成予想図が載ってるということを知ったんですが、私自身も詳細そのものをちょっと見てなかったもんですから、確認、はっきり言えば断定はできないんですが、もし言われてるように完成予想図が、と言われるものが、町債を募集する時に、町民からする時にそれが内容と違うというのはこれは問題があると思います。その点はどうか。

副町長 いきいきの里債、これは別として、今質問されているのは形態の関係なんですけど、いわゆる南に向かって西東、完成予想図には、この分ですね、この部分は緑地として。やっぱり形態から考えたら、ゾーンから考えたらいいと思います。こう形態を残しといてこの配置計画をやっていると、こういうことでございます。それで、完成予想図では

このように完成しますと。

西谷委員 そしたら今のコの字型での完成予想図になってるんですか。

(「はい」との声あり)

西谷委員 あとで確認します。

委員長 他に委員の方から質疑ございませんでしょうか。

他にないようでしたら、ただ今委員の質問ございました件につきまして、理事者側がその予想図を持っておるといこともございますので、ちょっとご本人確認したいといこともございますので、暫時休憩いたします。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長 再開させていただきます。

他に継続審査案件について、質疑ご意見などはございませんか。
よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査をしたといこと
とで終了します。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 後期高齢者医療等の事務
スケジュールについてといこととで挙げさせていただいております
が、念のために、資料といたしまして、本日、その以前に当委員会に
提出をされました、後期高齢者医療制度についてといものも新人の

議員さんもおられるということもございましたので、参考資料として付けさせていただいておりますので、またご覧いただけたらと思っております。それでは、理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進 後期高齢者医療等の事務スケジュールにつきまして、資料1に基づいてご説明申し上げます。

この資料は、後期高齢者医療の広域連合の事務と町が行う事務、また、国民健康保険の事務の今後のスケジュールを表したものでございます。

本日の時点で考えられます主なものについて記載しておりまして、政省令等の公布や、国・県・広域連合、または国民健康保険団体連合会等の事務の進捗状況などによりましては、追加、変更があることを予めご了承いただきたいと思います。

まず、後期高齢者医療でございます。

広域連合の事務と町の事務がございますが、まずは広域連合の事務からご説明いたします。

まず、現在、後期高齢者医療の広報などにつきまして行っております。その他、システム構築といたしましては、広域連合電算本体の構築を行っております。さらに、給付の審査支払方法の準備、被保険者証の準備、その他実施方法につきまして広域連合と市町村の調整を日々準備方行っているところでありますが、この後期高齢者医療の広域連合の中で、スケジュールの中で、ポイントとなりますのは、まず19年の11月でございます。四角で囲んでおる下の方なんですけど、広域連合議会が11月に予定をされております。この中で後期高齢者医療条例の制定が行われる予定となっております、さらに保険料率、いわゆる保険料の額の決定がなされる予定となっております。また、平成20年の3月でございます。ここでも、広域連合の議会が予定されておまして、平成20年度の予算の審議が行われることとなっております。

また、この時期に後期高齢者医療の被保険者証が発行されるということとなっております。そして、平成20年4月に制度が施行されまして、後期高齢者医療によります医療給付が開始されるということになっております。

次に、後期高齢者医療の町が行う事務でございます。

現在は、後期高齢者医療の広報等、また保険料徴収電算システムの構築、あるいは町と広域連合の情報交換システムの電算構築などの準備を始めておりますが、これからが本格化するところでございます。

次の段でございますが、ネットワーク回線の確認、各種テストと記載しておりますけれども、ネットワークの回線ということでは、広域連合と市町村の情報交換を大和路情報ハイウェイを使用することとしておりまして、その体制を図ることとしているところでございます。また、住民基本台帳や所得情報によります被保険者情報の管理、あるいは保険料算定のテストなども随時行ってまいります。

さらに市町村の業務となっております保険料の徴収事務につきましても、まず10月ぐらいからは保険料の特別徴収に係る準備作業に着手してまいります。さらに20年の3月にはなりませんけれども、普通徴収に係る準備作業を始めてまいりたいと考えております。この20年の3月には本斑鳩町の議会におきましても、平成20年度のこの後期高齢者医療の予算の審議をお願いすることとなっておりますが、この制度につきましては、特別会計を設置することとなっております。また、今二つ目の黒マルですけれども、町保険料条例の制定と書かせていただいておりますが、名称はまだ未確定でございますが、主に普通徴収の納期、普通徴収の方法と書かせていただいておりますけれども、普通徴収の納期を定める条例をご審議いただきまして、制定をしたいと考えているところでございます。また、広域連合が発行いたしました被保険証を被保険者ご自身に引き渡す事務も市町村の事務としてこの時期に行っていく予定でございます。

次に、一番下段の国民健康保険に係る事務でございます。

19年の9月から11月にかけてまして、スケジュールの書かせても

らってる四角が三つほど重ねてあると思いますけれども、この19年の11月頃までに特定健康診査等実施計画と国民健康保険税の改定の検討を行ってまいりたいと考えてるところでございます。

この特定健康診査等と申しますものは、平成20年度からは医療保険者が健康診査と保健指導を行ってまいるわけですが、その実施計画を法律上定めなければならないということになっております。この特定健康診査等実施計画については、現在、これまでの健診のデータ等から実際の需要量などを分析し、また実施方法などの検討も現在進めているところでございます。この特定健康診査等につきまして、実際にかかる費用が判明した段階で、10月から11月にかけての四角でございますけれども、特定健康診査等実施計画（案）の骨子を作成することとしておりますとともに、このあたりで、後期高齢者医療への支援金額の総枠もほぼ確定してくると予想されますことから、これらを併せて、国民健康保険運営協議会へ国民健康保険税の税率の改定のご協議をお願いしたいという風に考えているところでございます。

19年12月には国民健康保険税条例の改正を本議会をお願いをしたいと考えております。特定健康診査等実施計画につきましては、文面を揃えまして、年明けには策定し、本委員会へもお示しすることができるものと考えております。また、平成20年3月におきましては、20年度の予算審議をお願いいたしますとともに、新年度の国民健康保険の被保険者証の発行を行うこととしております。さらに、10月以降につきましては、国民健康保険税の特別徴収についての準備にも取りかかることとしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療等のスケジュールについてご説明いたしました。かなりタイトなスケジュールとなっております。新制度、新体制へスムーズに移行できるよう職員一丸となって努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。
委員の方からございませんでしょうか。

(な し)

委員長

私の方から少しお尋ねしたいんですが、広域連合議会であったり、広域連合の事務の内容というのはなかなか私たちわかりにくいんですけども、先日新聞報道などでは、東京23区とか色んな所で保険料の試算を行ったという結果で、現実には今75歳以上の方が加入をされている国保と対比した場合、どのような状況になるかというような新聞報道がございまして、私もそれを見させていただいておりました。その東京23区とか、政令指定都市であるとか、そういう所であればこの国民健康保険税が、料になってるのか税になってるのかわかりませんが、斑鳩町とは徴収の計算、これ国保税は何通りか、4通りか、6通りか、なんか計算方法ございますので、計算の方法も、国保そのものの計算の方法も違いがあるかもわからないんですけどもね、でもそういう所で、多い所ではやっぱり2倍を越えると、現在の国保料より後期高齢者医療の方にいったら2倍を越える保険料になってしまうとかいう試算も出ておりましたのでね、そういう所から見て、担当の方では広域連合の方でそういった試算、奈良県ではしておられるのかどうか、どんな風に国保との対比の中で、今課長説明あったように、色々は決まってないけれども、一応色々なものを想定した上での試算をしてという風な形にはなっていないのかどうかというところが少し気になりましたので、是非、担当の方にもそういう意識も持っていただきたいと思ひまして、ただ今聞かせていただきたいなという風に思っております。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

現在、広域連合の方からは具体的な数字などについての報告はいただいております。元々、その保険料の算定基礎となります給付について分析に入ってはおられると思うんですが、その中で例えば、葬祭

費でありますとか、それから75歳以上の方の努力義務となっております健診の費用につきましても、基本的にはそれは保険料で賄っていただくということになっておりますので、それらあたりも現在、市町村と広域連合との調整の中ではほぼ決まりつつあるんですけども、広域連合の内部で広域執行機関としての決定というのはまだ出されておられません。それらが決まれば、具体的な数字というのが出てくると思いますので、もうしばらく時間がかかると思っております。

委員長

それともう一点、心配している点なんですが、国民健康保険だった場合は、世帯という形で、保険証も世帯に1枚だったんですが、後期高齢者医療では、一人に1枚の保険証になると。国保でしたらね、配達証明付の郵便で送ると、そしたら送料は結構つくわけですよ。だからこの保険証、同じ家に2枚届ける時にね、そういうロスが出るのか出ないのか、出ないように、同じ1枚当たり290円とかそんな金額って聞いてますのでね。同じ家に別々についていうたら、私らもこんな小さな町ですからね、そういう所を節約できんの違うんかなという気にはなるんですが、その辺もちょっと心配してまして、町の持ち出しの経費になるのか、また持ち出しの経費になるのであれば、やっぱりその広域連合の方にそういうご配慮をいただくようなことが出来ないのかというようなことについてはいかがでしょうか。

小城町長。

町長

今、里川委員長は儉約のためにその連名の形でいれたらということですが、昨今はそういう状況は難しいことになってきたようです。やっぱり郵便物でもその所帯主の方、あるいはその奥さんということで連名することはなかなか好まれる方もあるし、好まれない方もあるし、そういう点で非常にこの郵便物は難しくなってきたというのが事実です。自分の名前です、夫婦別姓やという方もおられますからですね。なかなか我々はそれはもうこんなもん儉約するために両方の名前の所へ送ったらええやないかということを行いますけども、やっぱり

受け取る側は昨今の状況は、私と奥さんとは違いますよという方もございますからですね、なかなかそういう点については個人の関係というのは今特にやかましく言われてますから、この辺をどう調整するかという問題が、そら里川委員長おっしゃるようになりますね、我々としても出来るだけそういう形で届けるのが一番楽なんです。楽と言うのか、経費が安くつくんですけども。だけど、これからの時代はやっぱりどうも中には郵便物でも自分の名前と奥さんの名前と別々にという方もございますからですね。封筒は開けたらいかんということもございますから、なかなか難しい状況にあると思います。その辺の整理がうまくいけばですね、そら儉約する方法で我々としてもありがたい話です。そこらも十分検討させていただきます。

委員長

今まで国保に慣れておりましたらね、国保で世帯で、保険証なんていうのはもう家のものという感覚があったんでね、そういう感覚でスムーズにこう出来ればありがたいかなという風に私はちょっと感じておまして、そういう風なことが出来れば、やっぱりそういう経費の節約できる所は節約するようにされた方が町のためにもいいのかなと感じましたんで聞かせていただきました。

他に委員さんの方から何かこの点につきまして質疑、ご意見などがございましたら。どんな事でも結構です。新しい制度の事ですのでね、どんな疑問でも、何でも結構ですので、ございましたら。この際ですのでね。お尋ねしといていただいたら。いかがでしょうか。

辻委員。

辻委員

後期高齢者医療事務、来年4月から変わるということで、特に対象が高齢者ということで、その辺のPRと言いますか、その辺はやっぱり十分、これからスケジュールなかなかこう迫ってますので。出来ましたら、大々的にPR、文書送るだけではなかなか高齢者というのは把握しにくいですので、その辺もちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

それと、国民健康保険のこの保険証、今連名になってますけども、一枚で連名になってますけども、ちょっと言われてますが、出来たら今社会保険でも今もうカード式一人1枚になってますんで、出来ましたらその辺の検討も今度発行する時に、費用的には、その辺も検討出来ないかなということ。

健康推進 後期高齢者医療のPRにつきましては、広域連合とも十分話した上で、新しい制度に移行される方に十分理解していただけるよう、配慮してまいりたいと思っております。また、国民健康保険証の個人化ということにつきましては、もう既に各健康保険がカード化を進めておりまして、実際のところは、あとは国民健康保険だけだと言われてる状況でございますので、来年度に向けて、カード化がまず出来るかどうかということも検討してまいりたいと思っております。

辻委員 すいません、ちょっとよろしく。特に何人も家族あったら病院行くたびに借りていかなあかんということもありますので、出来ましたらほとんどの保険がカード化になってますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 よろしいですか。
他にこの件に関しまして、何か質疑、ご意見などございますでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。
他に理事者の方から報告はございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については終わります。
続いて、その他について各委員から何かご質疑等がございましたらお受けしていきたいと思います。いかがですか。

木田委員 幸前の旭光生コンの跡地に三洋商事株式会社が産業廃棄物の再生処理言うんですか、そういう計画があって、今もうなんかそういうトランスとか電話の交換機とか運び込まれてるというような状況なんですねけども、それについてですね、何か、私病院に入ってる時に来たらしいんですねけども、自治会の同意書がほしいということで自治会全部寄っていただいて、その時の話では、中にはどういう何かわからへんからとかいうので今まで延び延びになって、だからもう半年近くになりますんかな。なんか3月かそこらになんか来たらしいんですねけども。ほんでその時の話とほんで今度また同意書を頼むわとか言うて何かこないだ同意書持って来はったん見たら、内容は違っておるというような形なんですねけども、町もですね、その件については、先日、その町道を2箇所断ち割られて、黙って断ち割られたという、そういう状況の業者と言うんですか、そういう何が来る事についてですね、なんぼ斑鳩町の東の端くれであっても、きちんとした対応しなければですよ、やっぱりいかんのではないのかなと。排水を、そんなん町道を勝手に知らん間に断ち割ってですね、2本も入れるというような、そういう結果を招くような業者をですよ、はいそうですかというような形ではおかしいのではないかなとは私は思いますねけどね。だから自治会としても結局その対応について、自治会の同意書言うて来られてるから困っておられるということなんですわ。どうしたらいいのかなと。だからその同意書については何か、公害が発生した時の何かてそんなもんは一言もそういう文言は入ってないような同意書なんですねけども。それについてですね、町はどの程度それを把握してですね、そしてそういう、町道を勝手に断ち割られたということについてですね、その業者に対して、工事業者が勝手に断ち割ったんか、その三洋

商事が命令して断ち割ったんか、そらその辺のとは定かではないんですねけども、そういうことをされてなんかその処置と言うんですか、それが生ぬるいような感じがしますねけどね、それについて町の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

町 長

これはもうやっぱり地元、幸前自治会の自治会の関係ですね、斑鳩町も関係ありますけれども。やっぱり地元自治会が絶対にこれは阻止するということであって、同意をしないということを確認をいただかなかつたらですね、私どもの白石畑にも5品目の産業廃棄物がでた時には、結局色々と圧力もありました。しかし、絶対受け付けるなと、書類は、ということで受け付けない。町長室にも来られました。机叩いてこんなもん住民票受けて俺の書類受けへんのかと、しかしそれは受けられませんと、一切受けられませんと。しかしもう県には話つけたると言うて、直接町長室から電話をして、県の課長に。私、県の課長にかわって、課長そんな失礼な事ないですよ。県はただ町から書類上がったら県はもうそれで検査するだけの話じゃないかと。我々はやっぱりそれを阻止せんと、これ認められたら大変なんですよ。地元のことを考えなかつたら我々出来ませんよということで、あの産業廃棄物の5品目の関係は色々な関係で阻止をしました。その時は同意書も全てコピーでちゃんと押されてるんです。東里の自治会も水利組合も皆押されてるんです。それがコピーされてるんです。せやから自治会の会長さんにこれは水利組合も同意されたんですかと、いやしてませんよと。そしたらこれ何で判押してまんのと。必ず精密にその部分を切り抜いてですね、コピーしてるんです。そこまで我々は一つとやってきて白石畑の場合は阻止をしましたし。今の段階でもですね、当然今木田議員おっしゃるように、町道断ち割って勝手に無断でしたと。これは明らかに業者に対してですね、これは町が当然言うべき指示はしていきます。それと併せてやっぱり今、木田議員がおっしゃるように地元の幸前自治会が絶対に同意しない、またそういうものについては徹底的に反対するんだと、いう姿勢を示していただか

なかったら、我々町としてもそういう地元の要請で絶対こういう問題については、色々慎重なこともございますけれども、やっぱり地元が絶対に同意しない、いうことであれば、我々としてもそれに対してですね、体を張ってでもですね、行かせていただきたい。そういう気力で頑張らなかったら。仮にそれを認めてしまいますと、必ずそういうことで、その業者がですね、こういうもので許可もろたやないかと、こうなってきますから。もうしてしもたらもう終わりなんです。それまでに皆さん方慎重に真剣にやっていただいて、そしてやっぱりこれはもう幸前としてはこういうのは絶対に阻止をすると。そして断ち割った事についても、町に要請して、町から業者に対してですね、絶対そんなことしたらいかんと嚴重にですね、郡山土木、あるいはそういう形でですね、町道が無断にこういうことするというのはけしからん話やということで、やっぱり嚴重注意するか、何かの処置をしてまいりたいと考えております。

木田委員　それですね、私ちょっとそういう話を聞いたもので、今、ご相談させてもうたんですけども、幸前の自治会からですね、町の方にそういう相談にのってほしいとか、そういう要望は出ておるんですかな。

環境対策課長　幸前の自治会の方からは具体的には出ておりません。聞いておりません。

木田委員　いややっぱりね、そういう大事なことを地元の、言うてもそういう専門家でもない人がごちゃごちゃと話し合ってるだけでは、なかなかそういう事は斑鳩町にとってマイナスになるような面が出てくると思いますのでね。やっぱりこう話にのってあげてですね、やっぱりその業者のそういう姿勢とか色んな面についての調査の何も教えてあげてもらいたいなとそういう風に思いますねけど。そういう事は、町の調査と言うんですか、そんなんは可能かどうかについてお聞かせ願いたいと思います。相手の企業に対するそういう。

環境対策
課長

今、具体的にどういう形のものをされるのかと言うのは、まだ具体的にはこちらの方には来ておりませんが、実際にそういう形で書類が上がって、もし町の方にくるということであれば、当然町の方の考え方も示していかなければならないと思いますし、もしご心配の時がありましたら、当然どういう形のものかというのは問い合わせることは可能であると思いますけれども。ちょっと今のところどういう形のものかというのはちょっとわかりませんので。許可が必要なものなのかどうなのかというのもちょっとわかりませんので。ご心配の時であれば。

木田委員

それね、何でこの自治会全体の同意書が必要なんかなと、私自体そういう風に不思議に思うのはね、やっぱりあそこ自体が調整区域ですよ。だから今まで生コンで使ってた休憩室とか事務室なんかはそのまま残してですね、それであとみんな解体して、ほんでその解体した場所にフェンス4メートルかなんかの囲いをしてそこへトランスとか電話の交換機なんかも持ってきて山積みにしたるというような状況なんですねけど。そこでそれを解体して、金になるような分と、廃棄処分するものと分けて、そういう事業しはんのかなという風には思いますねけどね。やっぱりその件に同意書、同意書で簡単に言わはるけど、そういう風なもんはそんな事業するについては必要なんかなと。やっぱり自治会全体の同意書がほしくてこう言うてきてはりまんねんとかいうて言うてはるからね。なんでそんな同意書みたくないのかなという風に、単純に考えたらそんな何も公害も何も出さんようなもんやったら何もそんないらへんのと違うんかなと。それで営業については、県とか国の許可もろうたるよってにそんなん営業許可はいらんねんとか、そういうことでもういつでも営業は出来んねんとか、何かそういうこと言うてはるいうよって、ちょっと何かその辺のところが腑に落ちないところが多分にあるねけど。仮にそないして今現在そうして持ち込んでるということは将来的にそういう事業を行うという前提

の下で、そらそこへちょっと一時的に積んでおくという可能性もあるけども、そういうことを前提としてはるとしたら、同意書というもんは何の意味をなすのかなと。何か公害が発生した時に、それやったら周辺の田んぼとか地権者の方とか周辺の企業に対してそういう同意書もらわはったらええのに、自治会全体の同意書ほしいとこう言うてきてはるということは、それを考えたらどういう意味なすんかなと、私にはちょっと理解できにくいねけども、その建物を改築、増築する場合にはそういう建築確認申請、建築許可もらう時にはその自治会の同意書がいんのかなという風にも考えられますねけど。それについてどういう風に考えたらええのか、町もまだ相談のつてはらへんということは詳細についてはわからんと思いますねけど、それについてですね、どういう事が考えられるのか。

町 長

今、木田議員おっしゃったように、国の許可とかそういう産廃の業法の関係の許可というのは、もらってると思います。ただ問題は今その旭光生コンの跡地にそうした幸前の方々が今までそういうことに対して、全く何もなかったかと、私はないと思うんです。やっぱり必ず旭光生コン退去されるときに幸前の方々に話をされてるんです。やっぱりその事も十分に踏まえて幸前自治会がそのものがどうなっておるのかという事を確認をせんと、同意書がどうという問題よりも、目的は向こうが何をしたいのか、今もう野積みしてるのかということが、これが本当にあれやったら風致の関係でやっぱり我々としても県にそうしていかんと、もう必ず現状認めていくという事なったらですね、今何でも一緒なんです。1週間でも2週間でも仮に車そこ置いとったら何が県道や言うたかって現実にそうですもの。富雄川の河川敷でもそうですやんか。明らかに業者の車止まってるんですから。白線の所に。ほんたら警察なんで行きまへんのかと言うたら、いやもうここ県道ですやんか、何も言うて来よらしまへんやん。県かてもう何も言うたかてあれですな。そんな事ばっかし繰り返してるわけです。だからやっぱりそういう事は木田委員おっしゃるように地元自治会の会長さんはじ

め役員の方々は、この現場はどうなってるのかと相談してもらって、そして町とタイアップしてですね、こらもう幸前としても絶対に阻止するんだというんだったら我々としても協力的に働かせていただきますし、幸前の方々が何もおっしゃってないのに、町へも何も言うてきてないのに、同意書同意書と言うたかて、何で同意書ほしいんですかと、どういう目的でほしいんですかということも問い合わせたてですね、自治会がいっぺん寄っていただいて協議していただいて、この現場がええのか悪いのかそういう事を十分確認せんとですね、私はちょっと成り行き、形態がちょっとわからないと。町としてもまだ乾課長にもその全然地元からもそんな事もおっしゃってないと。木田議員から聞かせていただいて初めてですね、そういう電話線とかそういう関係のことが野積みしておるということを初めて聞かせていただいたわけですから。やっぱりこれもまた担当いっぺん見に行つてですね、どうなっているのか、そういう事も十分検討させていただいて、また、木田議員も地元の幸前大字の関係のですね、やっぱり整理をまずしていただきたいと思っております。

委員長

他に委員の方から何か質疑、ご意見などございませんでしょうか。ございませんか。

すいません、そしたら私ちょっと一点だけお聞きしたいんですが、もう何年も前から決まった時から私やかましく言ってきました地デジの問題なんです、いよいよ2011年、だいぶ目の前に迫ってきたと、これが決まった時から心配しておったんですけどもね。今でもごみの有料化の中での不法投棄であったりとか、リサイクル料がいるということの中での不法投棄などのパトロールもしていただけてますが、今後やっぱりこの地デジ対応ということになってきましたら、更にその環境対策課の方は大変だろうと思うんですけどね、でもこんな早く早く対応、自分達の中で考えてやっていっていただかないことには大変なことになってしまうのではないかとこの心配をしてるんですが。現実的にはなんかねチューナー付けたら見れるとか、いっ

ぺんに買い替えが進むわけではないだろうとか、色んな事も言われてますけれども、本当に、デジタル放送も色々徐々に始まってきてますし、そんな中で担当の方としてはこの問題についてどのように今お考えになられてるのか、ちょっとお尋ねだけしておきたいなという風に思います。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

今おっしゃっていただいておりますように、2011年から従来のアナログ式のテレビが使えなくなるということになるわけですが、これに伴って当然従来のアナログテレビにチューナーを付ければ対応は出来るんですけども、今現在でしたら2万円ぐらいのチューナーがあるということで聞いておりますが。これも国の方がメーカーに指示してもう少し安いチューナー、5千円位のチューナーを作るよというような指示もされているようですけれども。もう少し安くなれば買い替えではなくて、チューナーを付けられる方があるのではないかという風に思うんですけど。当然、買い替えるということになればですね、当然これを家電リサイクル法によりまして、処理をしていただかなければならないということになるわけですが、この制度をご理解していただいている方はいいんですけども、制度を理解されてない方については、処理費用を払うのがいやだということもつたないということで、不法投棄をされる可能性があるということなんですけれども。これにつきましても、担当課としても、当然こういう制度、メーカーの方も当然PRされると思うんですけども、メーカーの方は当然買い替えてほしいと、新しいテレビには買い替えてほしいという意向があると思うので、その後のリサイクル料を払ってくださいと、処理についてはということの話はなかなかメーカーの方も難しいんじゃないかと思うんですけども。町としては、やはりこういうことで、不法投棄が増えていくだろうという可能性もありますので、その辺はあらゆる機会を通じまして啓発していく、広報等で啓発していくということを今考えておりますけれども、当然パトロールも強化していく中で当然捨てにくい環境も作っていかねばいけません

し、PRも必要だという風に考えておるところでございます。

委員長

それに伴いましてですね、家電リサイクル法の中で、スタートから1回だけ料金改定行われまして、更に地デジの関係でテレビのリサイクル料を今なんか検討されてると、少し値段を下げようかという風な検討もされているということらしいんですが、私もちょっとそういうらしいというところまでしか承知をしておりますが、もしもそういう形で家電リサイクル法の啓発にもなりますので、もし改正されましたらね、やっぱり町民に対してのPRをしっかりとやっていただきたい。それでチューナーのこととかでもね、PRですね。そういうPRとともに、そういう不法投棄を抑えるような、今課長言ってくれはったようなパトロール強化とか、そういう環境づくりですね、そういう事がしにくい、出来ないというふうな環境づくりに向けて、環境対策課には非常にリサイクルであるとかISOとかもうずーっとそういう問題やってきていただいている職員さんもいらっしゃいますので、ベテランの職員さんもいらっしゃいますのでね、是非ともまたそういう所で、斑鳩町らしく対策をとっていただけるように期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に委員さんの方でございませんでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

委員長

そしたら、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

なお、お手元に配布させていただいております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、前回の委員会終了後に、先進地視察についてご協議をいただきました。当委員会といたしましては、今年度は先進地視察を行わないということでとり纏めをさせていただきました。けれどもその時、各委員さんから出ましたご意見によりましては、（仮称）総合福祉会館の管理、運営について、今後も継続審査として大切なことも決めていかなければならないということでは、もう少し近隣の同じような施設などの管理運営などを調査させていただけないかというようなご意見もございましたので、先進地視察は行わないということで意見を纏めました。近隣の現地調査については実施をさせていただく方向で検討していきたいという風に考えております。

このことについて、委員の皆さんもご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

そしたら早速、現地調査については、まずやはり斑鳩町に近い所でどんな風な運営されているかという勉強が大事かなと思いますので、そういう設定をして、そしてまた皆さんに、相手さんのございます事ですので、相手さんとの調整出来ましたらお知らせをさせていただきますので、またご参加いただきたいと思います。また理事者側からも是非ともまたそういう管理、運営についての勉強、共にしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けしたいと思いま
す。

(町長挨拶)

委員長

ありがとうございました。それでは、これをもって厚生常任委員会
を閉会させていただきます。どうも皆さまお疲れさまでした。

(午前10時25分 閉会)

